

神戸市労働組合連合会との交渉議事録

1. 日 時：令和7年7月28日（月） 18:00～18:12

2. 場 所：行財政局会議室（1号館13階）

3. 出席者：

（市） 行財政局給与課長、給与課係長3名

水道局経営企画課課長、経営企画課係長

交通局経営企画課課長、経営企画課係長

教育委員会事務局教職員給与課長、教職員給与課係長、他3名

（組合） 市労連書記長、書記次長4名、他9名

4. 議 題：旅費制度の見直しについての提案

育児等に関する制度改正についての提案

5. 発言内容：

（市）皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

本日は、2点について、ご提案させていただきたいと考えております。

1点目は、旅費制度の見直しについてでございます。

2点目は、育児等に関する制度改正についてでございます。

それでは、お配りしております「旅費制度の見直しについて（案）」をご覧ください。

まず「1. 概要」でございますが、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、公費の適正な支出を図る観点から、国における改正内容を踏まえ、旅費制度の見直しを行います。

「2. 内容」でございますが、はじめに「（1）鉄道賃の見直し」につきまして、運賃等に加え鉄道の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「（2）船賃の見直し」でございますが、運賃等に加え船舶の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「（3）航空賃の見直し」でございますが、外国旅行において、航空機で著しく長時間移動、飛行時間24時間以上の移動をする場合に運賃の等級を引き上げることといたします。また、運賃に加え航空機の利用に必要な費用を支給対象とすることといたします。

「（4）車賃の見直し」でございますが、自家用車等の利用に必要な費用を実費支給の対象といたします。

また、自家用自動車のガソリン代については、原則、実勢価格を踏まえた定額支給方式とすることといたします。

「（5）宿泊料の見直し」でございますが、上限付き実費支給方式に変更することとします。上限額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「宿泊費基準額」に準ずることとし、内国旅行の場合で8,000円～19,000円、外国旅行の場合で8,000円～59,000円といたします。

また、特別な事情がある場合は、上限額を超えての支給を可能とすることといたします。

「（6）宿泊手当の新設」でございますが、宿泊を伴う旅行に必要な、夕朝食代の掛かり増

し費用を含む諸雑費に相当する定額を支給するため、日当を廃止し、宿泊手当を新設することといたします。

支給額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「宿泊手当」に準ずることとし、一夜につき、内国旅行の場合で一律 2,400 円、外国旅行の場合で 3,900 円～5,400 円といたします。

また、夕朝食代に相当するものが宿泊費に含まれる場合等は、減額して支給することといたします。

次ページをご覧ください。

「(7) 移転料の見直し」でございますが、実費支給方式に変更することといたします。

「(8) 着後手当の見直し」でございますが、実際に宿泊した夜数(よすう)に応じて、宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額を支給することといたします。

「(9) 扶養親族移転料の見直し」でございますが、赴任の命ぜられた日において、生計を一(いつ)にする同居家族に支給することといたします。

また、現に支払った交通費等を支給することといたします。

「(10) 旅行雑費の見直し」でございますが、支給対象となる費用を追加いたします。

「(11) 死亡手当の見直し」でございますが、職員の配偶者及び子を対象に追加いたします。

支給額は「国家公務員等の旅費支給規程」の「死亡手当」に準ずることとし、一律 930,000 円といたします。

「(12) その他」でございますが、旅費の返納について、給与等からの控除を可能とするほか、市が旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことを可能といたします。

また、旅行日数の算定について、距離に応じた算定方法を廃止するとともに、食卓料及び支度料についても廃止することといたします。

「3. 実施時期」でございますが、令和 8 年 4 月 1 日以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行から適用することといたします。

続きまして、「育児等に関する制度改正」についてご説明いたします。お配りしております「育児等に関する制度改正について (案)」をご覧ください。

まず、「1. 概要」でございますが、仕事と育児の両立支援等のため、育児等に関する制度を改正するものです。

「2. 改正内容」でございますが、はじめに「(1) 育児部分休業等」につきまして、「① 育児部分休業・育児部分休暇の取得パターンの多様化等」として、育児部分休業及び育児部分休暇を下表のとおり改正いたします。

次ページをご覧ください。

「②会計年度任用職員等に係る部分休業の取得要件の変更等」でございますが、育児部分休業について、会計年度任用職員等の取得要件等を下表のとおり改正いたします。

次に「(2) 介護時間」につきまして、勤務時間の始め又は終わりに限らず取得することを可能といたします。

次に「(3) その他」につきまして、「育児時間、介護休暇、介護時間、育児部分休業、育児部分休暇、高齢者部分休業」について、各制度を取得する時間と連続して休暇等を取得することを可能といたします。また、これらの制度のうち育児時間を除くものについて、休暇等との併用により1日勤務しないことも可能といたします。

「3. 実施時期」につきましては、いずれも令和7年10月1日といたします。

私からは以上です。

(組合) 提案内容につきまして持ち帰り協議させていただきます。